

高松市立屋島東小学校 いじめ防止基本方針

平成25年12月1日策定

令和6年4月1日改訂

1 いじめ防止に向けた基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

全ての職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

(3) 基本方針

① いじめの未然防止

児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童が安心でき、自己有用感を感じられる仲間づくりに努める。

また、児童が、いじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。

② いじめの早期発見

全ての教職員が、児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、児童が示す変化を見逃さず、積極的にいじめを認知するよう努める。

また、アンケートや個別面談を適宜行い、児童の悩みや人間関係等を把握し、表面的には現れていない児童の内面の理解に努める。

③ いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員だけで抱え込まず、教育的配慮の下、速やかに対応する。その際、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童には、その行為に対して毅然とした指導を行うとともに、その行為に至った背景にも目を向け、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。

④ 教職員の資質・能力の向上

全教職員は、児童一人ひとりが認められ、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう、その指導力を磨く。また、教職員間の情報共有により、いじめに気付く力や、いじめに対する指導力を高める。間違っても、教職員の言動が、いじめを誘発・助長・黙認することにつながらないように、自らの言動に責任をもち、児童の模範となる。

⑤ 家庭や地域、関係機関との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域と連携を図り、学校が抱える課題を共有し、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう努める。また、いじめ防止等のため、必要に応じて関係機関と連携する。

2 いじめ防止のための対策

(1) いじめ防止のための組織

① 「生徒指導委員会」

月1回、全職員で気になる児童について、現状や指導についての情報交換をし、共通認識を図り対応する。なお、緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、適切な措置をとるとともに、状況により、「臨時生徒指導委員会」を開催する。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任をメンバーとする「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。(対応事案などにより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加える。)

③ 「緊急生徒指導委員会」

重大事態事案(疑い含む)が発生した場合は、速やかに高松市教育委員会に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」のメンバーを母体とし、必要に応じて関係機関の専門家等を加えた「緊急生徒指導委員会」を開催する。児童の支援においては、支援計画の立案、評価、修正を図り、チームで支援していくために、随時校内で会議を開催する。

(2) いじめ対応の流れ

① 情報のキャッチ

(いじめが疑われる言動の目撃・情報提供、児童や保護者からの訴え、アンケート結果等)

② 対応チームの編成・対応方針の決定・役割分担

③ 事実の把握

- ・被害児童→周辺児童→加害児童の順に複数の担当で事実を把握する。
- ・情報提供児童の秘密は厳守する。
- ・事実が明らかになった時点で保護者に連絡を取り、把握した情報を正確に伝える。

④ 関係児童への対応(支援・指導)

〈被害児童へ支援〉

- ・被害児童の不安や悩みの解消に努め、安心して学校に通えるように支援を継続する。

〈加害児童への指導〉

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・被害児童の心情に気付かせ、今後どうしていくべきかを反省させ、観察を継続する。

〈周辺児童への指導〉

- ・互いを尊重し、認め合う仲間づくり、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深め、共に支え合う関係性を構築していく。

(3) 学校評価による検証改善

本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。